

日本口腔・咽頭科学会会則

1988年9月3日 施行
2009年9月11日 改正
2012年5月12日 改正
2015年9月11日 改正
2017年9月8日 改正
2021年9月2日 改正

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、日本口腔・咽頭科学会 (Japan Society of Stomato-pharyngology) と称する。

第2条 (事務所の所在地)

本会の事務所を、〒135-0033 東京都江東区深川2丁目4番11号一ツ橋印刷株式会社内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目 的)

本会は口腔・咽頭科学ならびにこれに関連する学問の進歩、発展を図ることを目的とする。

第4条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術講演会等の開催
- 2) 会誌の発行
- 3) 口腔および咽頭に関する研究と調査、ならびに知識の普及
- 4) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第3章 会 員

第5条 (会 員)

本会は正会員、名誉会員、準会員、賛助会員をもって組織する。

- 1) 正会員は本会の目的に賛同する医師とする。
- 2) 名誉会員は細則に定める資格を有する者で、理事会において推薦し評議員会の議を経て総会で承認された者とする。会費は免除し、終身とする。
- 3) 準会員は上記以外で本会の目的に賛同する個人とする。
- 4) 賛助会員は本会の目的に賛同し、その事業を賛助する個人または団体とする。

第6条 (会員の権限)

正会員、名誉会員および準会員は学術講演会等に参加する資格を有し、会誌その他の配付を受け、これに投稿することができる。

第7条 (会員の入会手続)

- 1) 入会を希望する者は本会所定の申込用紙に必要事項を記入し、それぞれ細則に定められた入会金を添えて申込むものとする。
- 2) 準会員として入会を希望する者は本会の役員または評議員1名の推薦を必要とする。
- 3) 入会の可否は理事会において審査し決定する。
- 4) 賛助会員として入会を希望する場合、入会金は必要としない。

第8条 (会 費)

- 1) 会費および入会金は細則に定めるところによる。

- 2) 会費は前納とする。

第9条 (退会および除名)

- 1) 退会を希望する者は、本会に届け出るものとする。ただし、既納の会費、入会金は返却しない。
- 2) 会費を理由なく2年以上滞納した者は退会とみなす。
- 3) 本会の目的に反して、本会の運営を妨げ、または本会の名誉を著しく損なう行為のあった者は、理事会の決議によりこれを除名することができる。

第4章 会長、役員、評議員、参与、顧問、および幹事

第10条 (種別および定数)

- 1) 本会に会長1名、次期会長1名、を置く。
- 2) 本会に役員として、理事長1名、理事12~14名、監事2名を置く。

第11条 (会長および役員の任期)

- 1) 会長、次期会長の任期は1年とする。
- 2) 理事、監事の任期は2年とし、理事は連続3期までとする。

第12条 (会長および役員の職務、権限)

- 1) 理事長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2) 会長は、総会および学術講演会を主宰する。
- 3) 次期会長は、次年度の総会および学術講演会の準備に関する職務を行う。
- 4) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 5) 監事は本会の会務ならびに経理会計を監査する。また理事会、評議員会で意見を述べることができるが、採決に加わることはできない。
- 6) 会長、次期会長は理事会に出席することができる。

第13条 (会長および役員の選任)

- 1) 理事は正会員の中から投票によって12名、理事長の推薦によって若干名を選任する。選任は細則の定めるところによる。
- 2) 監事は、評議員の経験のある正会員の中から評議員の投票により選出する。選出は細則に定めるところによる。
- 3) 理事長は理事の互選とする。
- 4) 会長、次期会長は理事会において推挙し評議員会の議を経て総会で承認された者とする。

第14条 (評議員の選任)

- 1) 本会に評議員若干名を置く。
- 2) 評議員は以下のいずれかの項目に該当する正会員とする。
 - イ) 講座もしくは診療科の主任教授または主任教授が当該教室より推挙した正会員。
 - ロ) 口腔咽頭科学領域に関して十分な業績を有し、理事長が推薦し理事会が認めた正会員。
- 3) 評議員の任期
 - イ) による評議員の任期は所属講座もしくは診療科の退任までとする。ただし、退任後、後任評議員が決定するまでは評議員として留まることができる。
 - ロ) による評議員の任期は役員の任期終了時とし再選は妨げない。
- 4) 評議員は評議員会を構成し、本会の重要事項を審議する。

第15条 (参与)

- 1) 本会に参与若干名をおくことができる。
- 2) 参与は評議員会に出席して意見を述べるができるが、採決には加わらない。
- 3) 参与の任期は2年とし、再選は妨げない。

- 4) 参与の選出は細則の定めるところによる。

第16条 (顧問)

- 1) 本会に顧問若干名を置くことができる。
- 2) 顧問は理事長の要請のあるときは理事会、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 3) 顧問は理事会の議を経て、正会員の中から理事長が委嘱する。

第17条 (幹事)

- 1) 本会に幹事若干名を置く。
- 2) 幹事の任期は2年とする。
- 3) 幹事は役員を補佐する。
- 4) 幹事は、理事会の議を経て、理事長が任免する。

第5章 会 議

第18条 (総会)

- 1) 総会は原則として年1回理事会の議を経て、理事長が召集する。
- 2) 総会においては会長を議長とし、事業計画ならびに収支予算についての事項、事業報告および収支決算についての事項および本会の運営に関する重要事項の承認を受けねばならない。
- 3) 総会の議事は出席会員の過半数の同意で定める。ただし、総会において議決に参加することのできるものは正会員のみとする。
- 4) 理事長が必要と認めたときは、理事会の議を経て、臨時総会を召集することができる。この場合の議長は理事長とする。

第19条 (理事会)

- 1) 理事会は理事長がこれを召集する。
- 2) 理事会においては、理事長が議長となり、本会の事業を企画し、必要な一切の事項を審議し運営する。

第20条 (評議員会)

- 1) 評議員会は理事長がこれを召集する。
- 2) 評議員会においては、会長が議長となり、本会の重要事項を審議する。

第6章 委 員 会

第21条 (委員会)

- 1) 理事長は必要に応じ、理事会の議を経て所定の問題に関する委員会を置くことができる。
- 2) 委員会は委員長1名、委員若干名をもって構成する。
- 3) 委員長および委員は理事長が委嘱する。

第7章 会 計

第22条 (本会の経費)

本会の経費は入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第23条 (会計年度)

本会の会計年度は7月1日より次年の6月30日までとする。

第8章 会 則 の 改 正

第24条 (会則の改正)

本会則を改正するには理事会の審議を通して、評議員会、総会の承認を得なければならない。

日本口腔・咽頭科学会細則

第1条（会費・入会金）

- 1) 本会会員の年会費は次の通りとする。

正会員	年額	10,000 円
準会員	年額	10,000 円
賛助会員	一口年額	50,000 円
- 2) 入会金は 2,000 円とする。

第2条（名誉会員）

名誉会員は本学会に著しく貢献し、次の項目に2つ以上該当する者であり、理事会が推薦し評議員会の議決ならびに総会の承認を得た者であること。

- 1) 理事長、会長の職にあった者
- 2) 理事の職に3期以上あった者
- 3) 口腔・咽頭科領域において特に優れた業績のあった者

第3条（役員、参与の選出）

1) 理事の選出

- イ) 理事は選出時に原則として満65歳を超えていないものとする。ただし大学の講座主任の者では、大学の定年が66歳以上の場合は当該施設の定年を超えていないものとする。
- ロ) 投票による理事候補者は役員、評議員、参与、顧問又は名誉会員のうちの2名の推薦を受けて所定の立候補届を提出し、立候補した正会員を被選挙人とする。
- ハ) 選挙は選挙管理委員会が管理する。委員長および委員は正会員の中から理事長が委嘱する。
- ニ) 投票による理事の選出は、評議員会における出席評議員の投票又は郵送による評議員の無記名投票で以下の方法で当選者を決定する。
 - (1) 女性立候補者が複数の場合には、女性のうち最も得票数の多い者(女性最多得票者)1名を決定し、次に、女性最多得票者を除いた者の中から得票数順に定数までの候補者を当選者とする。
 - (2) 女性立候補者が1名の場合には、信任投票のみを行う。信任となったときは、残りの定数について得票順に決定し、不信任のときは、同号第5項に準じる。
 - (3) 女性立候補者がいない場合には、得票数順に定数までの候補者を当選者とする。
 - (4) 同号第2項、同号第3項において、得票数が同数の場合には、選挙管理委員会が行う抽選によって決定する。
 - (5) 立候補者が定数と同数または定数に満たない場合には、信任投票を行い、残りの候補者を推薦理事として補完することができる。
- ホ) 推薦理事は、理事長が専門分野を考慮した上で推薦し、理事会の議を経て選任する。

2) 理事長の選出

理事長は選出された理事の互選により単記、無記名投票によって選出される。

3) 監事の選出

- イ) 監事は評議員経験者の正会員の中から役員、評議員、参与、顧問又は名誉会員のうちの2名の推薦を受けて所定の立候補届を提出し、立候補した者を被選挙人とする。
- ロ) 監事は、選出時に満70歳を超えていないものとする。
- ハ) 定数に満たない場合には、残りの候補者を理事会の議を経て補完することができる。

4) 参与の選出

65歳以上75歳以下であって本会に著しく貢献した役員、評議員の経験がある正会員の中から理

事会で推挙し理事長が委嘱する。

第4条（臨時会員および購読会員）

- 1) 本会に臨時会員および購読会員を置くことができる。臨時会員は当該年度の学術講演会に参加し会誌に投稿することができる。
- 2) 臨時会員は 4,000 円を、また購読会員は正会員に準ずる年会費を納めるものとする。

第5条（年次幹事の推薦）

- 1) 本会の運営を円滑にするために会長および次期会長の担当施設より、年次幹事として 1 名を推薦することができる。
- 2) 任期は 1 年とする。

第6条（日本口腔・咽頭科学会奨励賞:Encouragement Award of the Japan Society of Stomato-pharyngology に関する内規）

- 1) 口腔・咽頭科学の発展のため、日本口腔・咽頭科学会会誌「口腔・咽頭科」（以後、会誌と略す）の充実を目的として、会誌に掲載された優秀な論文を選出し、奨励賞を賦与するものとする。
- 2) 名称は、日本口腔・咽頭科学会奨励賞とする。
- 3) 選考の対象者は、投稿が受理された時点で原則として 40 歳以下の本学会会員および筆頭著者で、当該年度の会誌 1 号、2 号に掲載された原著論文もしくは症例報告の中から、1 編を選出する。
- 4) 選考方法
 - イ) 編集委員会において、該当する会誌に発表された原著論文もしくは症例報告の中から、原則として 3 編を推薦する。
 - ロ) 理事会は編集委員会において推薦された 3 編の論文より、優秀論文 1 編を選出する。
 - ハ) 選考に際して、各理事は自ら関係する論文が推薦された場合は投票に加わらないこととする。
- 5) 結果の告示
 - イ) 事務局は奨励賞受賞内定者に通知する。
 - ロ) 受賞者の発表は会誌に掲載され、会員に周知される。
- 6) 受賞者の表彰は総会で行い、賞状と副賞（10 万円）を賦与するものとする。
- 7) 受賞者は表彰時の総会において講演の機会を賦与される。